

第26期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<https://www.graphico.co.jp>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

株式会社グラフィコ
(証券コード：4930)

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

・新株予約権の数

第1回	1,427個
第2回	94個
第3回	46個
第4回	4個
第5回	36,700個

・目的となる株式の種類および数

普通株式	68,120株
------	---------

・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	第1回 (658円)	2016年7月1日 ~2024年6月16日	625個	2名
	第2回 (1,500円)	2016年12月27日 ~2024年12月25日	30個	2名
	第3回 (1,500円)	2017年10月16日 ~2027年10月15日	40個	1名
	第5回 (1,550円)	2021年6月4日 ~2031年6月3日	19,300個	4名
取締役 (監査等委員)	第5回 (1,550円)	2021年6月4日 ~2031年6月3日	200個	1名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、『モノ創りで、笑顔を繋ぐ。』を企業理念に掲げ、この実現のために法令および定款を遵守して事業を推進いたします。
- ② 当社は、役員および従業員が法令および定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内規程を整備し、周知のために社内研修を実施し、社内規程に則した業務遂行の徹底に努めてまいります。
- ③ 当社は、事業の発展の前提としてコンプライアンスが最優先事項であると位置づけ、その基本原則を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、これを全社的に実践することで、全ての役員および従業員に対して法令遵守を義務付けます。
- ④ 当社の役員または従業員が当社内において法令または定款、その他社内規程に反する行為を発見した場合には、社外監査等委員に直接通報するものとし、早期に把握と対応が可能な体制を構築しております。なお、通報者の匿名性の確保、その他当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。
- ⑤ 社長によって指名された内部監査担当者は、当社各部門を監査して法令および定款の遵守について確認を行い、内部監査の結果を社長に報告いたします。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するために、経理および決算業務に関する規程の制定のほか、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、運用を行います。また、毎期これらの状況を評価し、不備の有無を確認し必要な改善を図ってまいります。
- ⑦ 当社は反社会的勢力との関係は一切持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに抵抗いたします。全ての役員および従業員は、当社の定める反社会的勢力対応規程やマニュアルに基づき反社会的勢力の排除に向けて行動いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役会議事録、取締役が職務の執行において意思決定を行った稟議書等の記録文書（電磁的記録を含む）、その他重要な情報の保存は、法令および「文書管理規程」に基づき適正に保存いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業を取り巻く損失の危険（リスク）の把握と対応のために「リスク管理規程」を整備し、顕在化したリスクあるいは潜在的なリスクに対して対応を検討します。
- ② 経営を取り巻く各種リスクについては、代表取締役社長を中心として、各部門責任者がモニタリングし、業績管理会議においてリスク情報の共有や対応策の検討を行うなど全体的なリスクを把握・管理を行っており、特に重要なリスク事項については取締役会において対策を協議し、適時、実効性のある対策および再発防止策を実行いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、事業運営上の重要な事案について迅速に意思決定を行います。
- ② 業務意思決定に関する権限を「職務権限規程」に基づいて各職位に適切に付与し、効率的な業務執行を行います。
- ③ 業績管理会議を、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催いたします。各部門の業務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行に必要な情報の集中を図るほか、月次業績や各部門の課題や今後の活動方針について情報を共有し、活発な議論や意見交換をしております。業績管理会議は、代表取締役社長を議長として、常勤取締役、監査等委員長並びに各部門長で構成されております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会の要請内容に応じて取締役が人選を行い、監査等委員会による同意をもって適切な人員を配置いたします。
- ② 監査等委員会職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、人事評価や異動、処分を行う際には、必要に応じて監査等委員会の同意を要するものとし、
- ③ 監査等委員会から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務に関して取締役その他従業員からは指示を受けないものとし、監査等委員会からの指示のみに服するものとし、

(6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、または法令や定款に違反する重大な事実を発見した場合、速やかに監査等委員会へ報告することとしております。これらの報告をした者に対し、監査等委員会への報告を理由として不利益な処遇をすることは一切行いません。

(7) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は取締役会に毎回出席し、議事に対して必要な意見を述べるほか、取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- ② 当社各部門の業務状況について日常的な部門監査を通じて確認するほか、内部監査担当者からの報告受領、また、監査法人から会計監査についての報告を受け必要な意見交換を適宜行い、監査の実効性を確保します。
- ③ 各監査等委員は毎月定期的に、また必要に応じて随時会議を行い、決議すべき事項の決定のほか、それぞれの監査等委員監査の状況について報告し、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性および効率性の向上を図ります。
- ④ 監査等委員がその職務の執行のために必要となる費用または債務を、前払いまたは精算等により当社に請求した際には、当該請求が職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれを処理するものとします。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況の概要】

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保
取締役会については、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。
- ② リスク管理体制
各部門責任者が出席する業績管理会議を、原則として月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、リスク情報の共有と対策を協議しました。

③ コンプライアンス体制

コンプライアンス規程を定め、取締役及び使用人への周知を図っております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を導入しております。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員は、取締役、内部監査担当者その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	241,026	231,026	231,026	1,462,597	1,462,597
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	△9,145	△9,145
会計方針の変更を反映した当期首残高	241,026	231,026	231,026	1,453,451	1,453,451
当期変動額					
新株の発行	4,634	4,634	4,634	-	-
当期純利益	-	-	-	145,607	145,607
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,634	4,634	4,634	145,607	145,607
当期末残高	245,661	235,661	235,661	1,599,059	1,599,059

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△229	1,934,421	－	－	1,934,421
会計方針の変更による累積的影響額	－	△9,145			△9,145
会計方針の変更を反映した当期首残高	△229	1,925,275	－	－	1,925,275
当期変動額					
新株の発行	－	9,269			9,269
当期純利益	－	145,607			145,607
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			13,385	13,385	13,385
当期変動額合計	－	154,876	13,385	13,385	168,261
当期末残高	△229	2,080,152	13,385	13,385	2,093,537

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（附属設備）及び構築物については、定額法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2年～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な償却年数は次のとおりです。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段・・・為替予約

b. ヘッジ対象・・・外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

内部規程に基づき、為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的で行っております。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計又は相場変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎としてヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の判定を省略しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関して主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、健康食品・化粧品・日用雑貨・医薬品の企画及び販売を主な事業内容としており、これら製品の販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

これらの収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来、販売費及び一般管理費として計上していた売上リベート取引は、顧客への支払が見込まれるリベート額を顧客への販売額から除いた金額で売上高を認識することとしており、営業外費用に計上していた「売上割引」については、顧客に支払われる対価として売上高から減額する方法に変更しております。また、将来返品されると見込まれる商品及び製品については、従来、販売時に対価の総額を売上高として認識し、過去の返品実績等に基づき流動負債の「返品調整引当金」に計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品及び製品について売上高相当額を認識しない方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品について受け取った又は受け取る対価の額を返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度において、売上高は164,281千円減少、売上原価は15,704千円増加、販売費及び一般管理費は149,940千円減少、営業外費用は32,631千円減少したことで、売上総利益が179,986千円、営業利益が30,045千円減少した一方で、経常利益が2,585千円、当期純利益が1,796千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は9,145千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「返品調整引当金」は、当事業年度より、返金負債として「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

31,430千円 (評価損の金額)

なお、貸借対照表に計上されている棚卸資産の金額は1,590,148千円であります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。当該正味売却価額は、期末日前後の販売実績や廃番、リニューアル等による将来の販売可能性を考慮して見積りを行っております。また、長期滞留在庫に係る見積りについては、「通常の価格で販売可能な期間」という仮定により見積りを行っており、営業循環過程から外れたと判断されるものを帳簿価額切り下げの対象としております。過剰在庫に係る見積りについては、過去の販売実績に基づく「適正在庫数」という仮定により見積りを行っており、適正在庫数を超過するものを過剰在庫として取扱い、帳簿価額切り下げの対象としております。正味売却価額の見積りや長期滞留在庫及び過剰在庫の算定は見積りの不確実性が高く、市場環境の悪化等により、その見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(損益計算書に関する注記)

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費	40,306千円
----------------------	----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	925,100	7,680	—	932,780

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	43	—	—	43

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 68,120株

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,871千円
返金負債	9,948千円
貸倒引当金	333千円
一括償却資産	547千円
資産除去債務	1,573千円
棚卸資産評価損	28,695千円
販売促進費否認	151千円
リサイクル費用	3,653千円
その他	4,301千円

繰延税金資産計 51,076千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	412千円
繰延ヘッジ利益	5,907千円

繰延税金負債計 6,319千円

繰延税金資産の純額 44,756千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。輸入取引により生じる外貨建て営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債務の一部について、為替変動リスクに関して、先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当部署が内部規程に基づき、管理・報告を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
デリバティブ取引 (※)	19,292	19,292	—

(※)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示されております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建仕入の 予定取引	244,467	—	19,292

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	19,292	—	19,292

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	当事業年度 (千円)
ヘルスケア	310,393
ビューティケア	501,533
ハウスホールド	3,162,912
医薬品	103,855
その他	32,816
顧客との契約から生じる収益	4,111,511

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度末及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
役員及 び主要 株 主	長谷川純代	当社 代表取締役	(被所有) 直接 41.96%	債務被保証	地代家賃支払い に対する債務被 保証 (※1)	3,874	—	—

(※1) 当社の銀座オフィス及び従業員社宅の賃貸借契約に係る債務保証を受けておりました。取引金額には、当事業年度の地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払は行っておりません。また、当事業年度末時点ではいずれの賃貸借契約も解約しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	2,244円51銭
1 株当たり当期純利益	156円58銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。